

## 高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と東日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙 8 を次のとおり改め、令和 2 年 5 月 7 日から適用する。

別紙 8 中、1. (2) ⑥イのうち、「ただし、平成 31 年 4 月 22 日から令和元年 5 月 10 日、令和元年 8 月 5 日から令和元年 8 月 16 日、令和元年 12 月 30 日から令和 2 年 1 月 10 日及び令和 2 年 4 月 27 日から令和 2 年 5 月 8 日までの間に該当する日は除く。なお、これらの期間においては(3)ホにより適用することとする。」を「ただし、**新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)附則第 1 条の 2 に定める新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、東日本高速道路株式会社が別に定める日を除く。**」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

令和2年4月28日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理 事 長 渡 邊 大 樹

東日本高速道路株式会社

代表取締役社長 小 畠 徹